

運用開始に向けた課題等について

地方税共通納税システムにおける一括伝送方式への対応

- 地方税法に基づき、地方団体は、特定徴収金の収納事務を地方税共同機構に行わせることとされ、地方税共同機構は、金融機関にその事務の一部を委託することができることとされている。
- 令和3年8月現在、インターネットバンキング等での収納を前提に、1,047金融機関が地方税共通納税システムの仕組みに参加。今後、地方税統一QRコードの活用を前提に、一括伝送方式のチャネル追加を行っていただく予定。
- MPNの契約ルール(D方式)に基づき、地方税共同機構が取扱条件を開示する。各金融機関は、当該取扱条件を確認後、承諾・回答書を機構に提出することで一括伝送方式での取り扱いが可能となる。
- 取引条件の詳細は、基本的には、JAMPA等の協力を得て地方税共同機構において検討が行われることとなるが、例えば次の事項については、本検討会において検討が必要ではないか。
 - ① 納入済通知書等の保管期間・保管方法 →P. 2で議論
 - ② 一括伝送データの運用ルール((1)送信期限、(2)「支払期限」経過後の取扱い 等)
→(2)についてP. 4で議論
 - ③ QRコード破損等による読取エラー時の処理方法 →次回以降に議論

- 地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納に係る納入済通知書等の取扱いについては、各地方団体と各金融機関の個別協議ではなく、地方団体から収納事務を受託する地方税共同機構と各金融機関との取決め事項となる。
- 両者においては、地方団体における消込みや、一定期間経過後の地方団体からの照会に確実に対応する観点から、納入済通知書等の取扱いを検討することが必要であり、次のような取扱いとすることが考えられるか。
 - ・ eLTAXを経由した収納については、特定のフォーマットに従った納付情報が電子的に送付されることから、金融機関から地方税共同機構・地方団体への納入済通知書の回付は不要。
 - ・ 金融機関は、地方税共同機構及び地方団体からの照会に確実に対応するため、納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。
 - ・ 電磁的記録により保管する場合であっても、金融機関は、地方団体からの照会に備え、数日間程度(地方団体における消込が行われるまでの間)(※)は、納入済通知書・原符本体又はイメージデータの保管が必要と考えられるか。 ※MPNの仕様では、最低5営業日の保管が必要とされている。
- これまで行われていた紙の納入済通知書の回付を行わず、また、紙の保管期間を必要最小限とすることにより、金融機関・地方団体双方の事務負担軽減につながる。また、金融機関における負担軽減は、ひいては、地方団体の徴税コストの低減につながることを期待される。

【参考】地方税のコンビニ収納における納入済通知書等の取扱い(考え方)

- コンビニ収納に係る納入済通知書等の取扱いについては、各地方団体と各コンビニ事業者(収納代行業者を含む。)との取決め事項となる。現在、コンビニ事業者に対し、納入済通知書(紙)を5年間程度保存することを求めている地方団体が多い。
- コンビニ収納においても、金融機関窓口収納と同様に、地方団体における消込みや、一定期間経過後の地方団体からの照会及び検査(※)に確実に対応する観点から、納入済通知書等の取扱いを検討することが必要であり、次のような取扱いとすることが考えられるか。
 - ※ 私人委託制度において、地方団体は「受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない」とされている。
 - ・ コンビニ収納においては、POSレジで読み取った情報を元に、消込みに必要な情報が電子的に送付されることから、コンビニ事業者から地方団体への納入済通知書の回付は不要(従前どおり)。
 - ・ コンビニ事業者は、地方団体からの照会及び検査に確実に対応するため、納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。
 - ・ 電磁的記録により保管する場合であっても、コンビニ事業者は、地方団体からの照会に備え、数月間程度(※)は、納入済通知書・原符本体又はイメージデータの保管が必要と考えられるか。
 - ※ コンビニのレジにおいては収納事務以外の多様な業務が行われていること等を踏まえ、数月程度の保管は必要と考えられる。
- なお、コンビニ収納については、私人委託制度から指定納付受託者制度への移行が推奨されているところであるが、同制度においても、上記の考え方が当てはまると考えられる。
- 上記のとおり紙の納入済通知書等の保管期間を短縮した場合、コンビニ事業者における事務負担が軽減され、ひいては、地方団体の徴税コストの低減につながる事が期待される。

「支払期限」経過後の取扱い

- 地方税統一QRコードには、「納期限」とは別に、納期限経過後も同コードを活用した収納を可能とする期限として、「支払期限」を格納することとしている。eLTAX操作による納税やスマホ納税において、当該期限後は、収納を受け付けない(納付エラー)とする想定。
- 他方、金融機関窓口納付については、次の事情もあることから、「支払期限」後であっても、地方税統一QRコードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付することとしてはどうか。
 - ・ 金融機関によっては、窓口ではなく後方の事務センター等でQRコードの読取りを行うが、その場合、収納受付後に支払期限超過後であることが判明する。支払期限後であることをもって、紙の納入済通知書の回付など、別行程で作業することは金融機関・地方団体双方にとって合理的でない。
 - ・ 特に、当該収納案件が指定金融機関先、収納代理金融機関先以外の地方団体に係る収納金であった場合、普段取扱いのない郵送先や送金先に送付・送金することが必要となり、特に負担が大きい。
- 地方団体において、金融機関から伝送されるデータから課税案件の特定が困難な場合(一定期間経過後の納付書等を想定)には、地方団体は金融機関に対し、速やかに問合せを行う。金融機関は、一定期間保管している証拠書類をもとに納税義務者名等を回答するなど、地方団体に協力いただく。
- 地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」(納税者が金融機関に支払った日)をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することを基本とする。

地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について

- 金融機関が事務センター等でQRコードを読み取る場合があることを踏まえ、地方団体は、地方税統一QRコードの確実な読取りの観点から、金融機関が受け取る①納入済通知書及び②原符の表面には地方税統一QRコード以外のQRコードを印字しないこととする。
- 納税者等の混乱を避ける観点から、原則、③領収証書部分の表面にも地方税統一QRコード以外のQRコードを付さないこととする。ただし、納付書発送作業等のため、地方団体が内部管理用のQRコードを付すことを妨げるものではない。

①

77 四角県 納入済通知書

加入者名	〇〇県出納長	口座番号	01234-5-678901	合計金額	45000 円
収納機関番号	48000	納付番号	12345678901234567890	確認番号	654327
納付区分	678				

令和3年度 納付期 令和3年5月31日 主管 四角県 自動車税事務所

34 3201234567890100000045000248000000000000

34000000001234567890076543270000000000000000

収コード
納用

(91)948000-0123456789012345678900
050531-0-045000-0

(ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。

住所
氏名
まるち市 〇〇〇 - 〇〇
ベイジ 太郎 様

税目 自動車税 収納代行会社 (株) 〇×△◇

領収日付印

(自動車/コンビニ収納)

②

受領証 (原符)

加入者名	四角県出納長	
口座番号	01234-5-678901	
納付番号	12345678901234567890	
確認番号	654327	納付区分 678
税 額	45000 円	
延滞金	円	
合計金額	45000 円	
納 期 限	令和3年5月31日	
納税者氏名	ベイジ 太郎 様	
主管所名	領収日付印	
四角県 自動車税事務所		
電話 XX-XXXX-XXXX		

X 切り取らないで窓口にお出しください。ATMではお取扱いできません。

③

領収証書

納付者氏名 ベイジ 太郎 様

納付番号 12345678901234567890

登録番号 〇〇300あ0008

登録年月日 令和3年4月1日

納 期 限 令和3年5月31日

合計金額 45000

上記金額を領収しました。

発付年月日 令和3年5月2日

自動車税事務所長 印

領収日付印

(納税者保留)

地方税統一QRコード以外のQRコードの印字不可

原則、地方税統一QRコード以外のQRコードを印字しない

今後の検討事項等

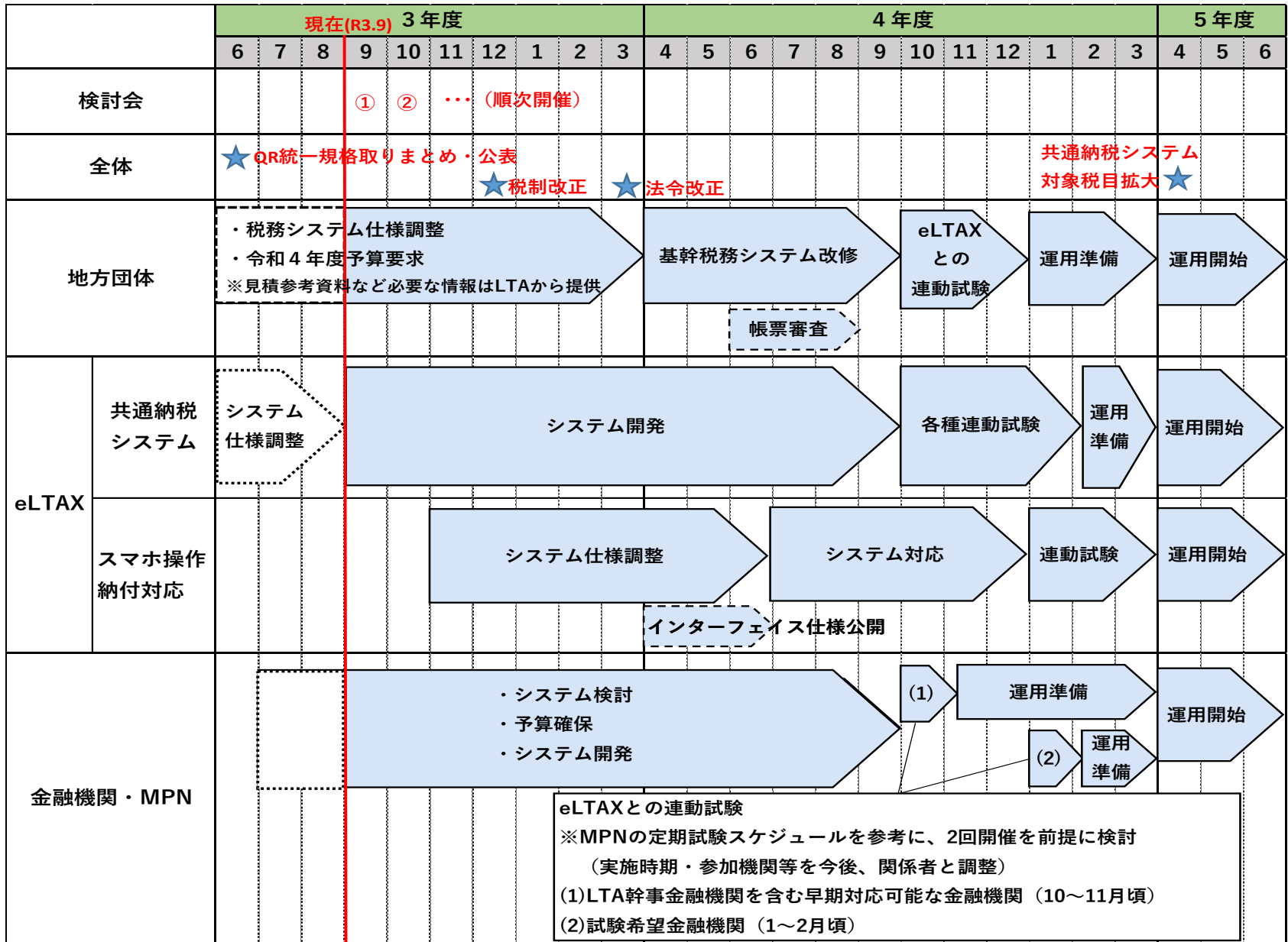
- 本検討会においては、地方税統一QRコードの活用開始に向け、関係機関間で調整が必要な事項等についての検討・情報共有を行う。
- 次回は10月に開催することとし、その後も、必要に応じて順次開催する予定。

<今後の検討・共有事項>

- ・ 関係機関における検討・対応状況について
地方団体
地方税共同機構
金融機関
マルチペイメントネットワーク運営機構
代理収納サービス協会
キャッシュレス推進機構 等
- ・ 地方税統一QRコードの運用に係る課題(QR破損等の場合の処理方法等)について
- ・ 地方税統一QRコードの活用に係る制度改正の方向性について

等

今後のスケジュール(想定)



※その他必要に応じて関係機関による調整を行う。